

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年2月24日)

〔件 名〕

- 1 人形峠環境技術センター「ウランと環境研究プラットフォーム」構想について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
(環境立県推進課)・・・3
- 3 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について
(循環型社会推進課)・・・14
- 4 鳥取県西部地域におけるレジ袋削減の推進に関する協定締結について
(循環型社会推進課)・・・15
- 5 「第12次鳥獣保護管理事業計画」等の策定に係るパブリックコメントの実施について
(緑豊かな自然課)・・・16
- 6 鳥取県カワウ被害対策指針の策定に向けたパブリックコメントの実施について
(緑豊かな自然課)・・・24
- 7 「平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)」に係るパブリックコメントの実施
について
(くらしの安心推進課)・・・26
- 8 「特殊詐欺被害ゼロ作戦」の実施結果について
(消費生活センター)・・・31
- 9 要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果の公表について
(住まいまちづくり課)・・・32
- 10 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水・大気環境課)・・・35

生活環境部

人形峠環境技術センター「ウランと環境研究プラットフォーム」構想について

平成29年2月24日
環境立県推進課
原子力安全対策課

日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターが、昨年末に発表した「ウランと環境研究プラットフォーム」事業構想案の説明に来庁されたので、概要を報告する。

記

1 来庁概要

日 時：平成29年1月20日(金) 10時

来 庁 者：日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター及び事業計画統括部

対 応 者：生活環境部、危機管理局

2 「ウランと環境研究プラットフォーム」構想の概要

- ・平成13年3月にセンターはプラント運転を終了し、これらの施設の解体や除染技術の研究開発を行っている。
- ・今後は、ウラン廃棄物の処理・処分の研究開発に着手することとし、同構想をとりまとめた。
- ・本構想は、廃止措置を確実に進めるために必要なウランと環境をテーマとした研究開発を通じて、地域・国際社会への貢献を目指す仕組み。(別添資料)
- ・センターは専門家による技術的レビュー、地域住民との懇話会、研究成果等の報告、シンポジウム等を実施して信頼を獲得し、透明性を高めたいと考えているとのこと。

【研究開発展開イメージ】

	平成29年度～平成33年度	平成34年度～平成38年度	平成39年度～
環境研究 (地表や浅い地中でウラン等がどのように移動しているか研究)	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の広域流動解析手法の高度化 ・ウランの分布や存在形態及び移動様式調査 ・物質移動解析手法の研究 ・数万年単位で見る地形変遷のモデル化 		
ウラン廃棄物工学研究 (ウラン廃棄物を安全で合理的に処分するために必要な処理技術を確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に含まれる放射能や有害物質の種類や量を正確に短時間で測定する技術の確立 ・金属・コンクリート等の除染技術開発 ・廃棄物中の有害物質の除去や固定化技術の確立 ・容器内の放射能測定技術の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥等に含まれる有害物質除去技術の確立 	<p style="text-align: center;">* 地元の理解を得たうえで実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設実証試験 (ウランを含む廃棄物を埋設し試験を実施)

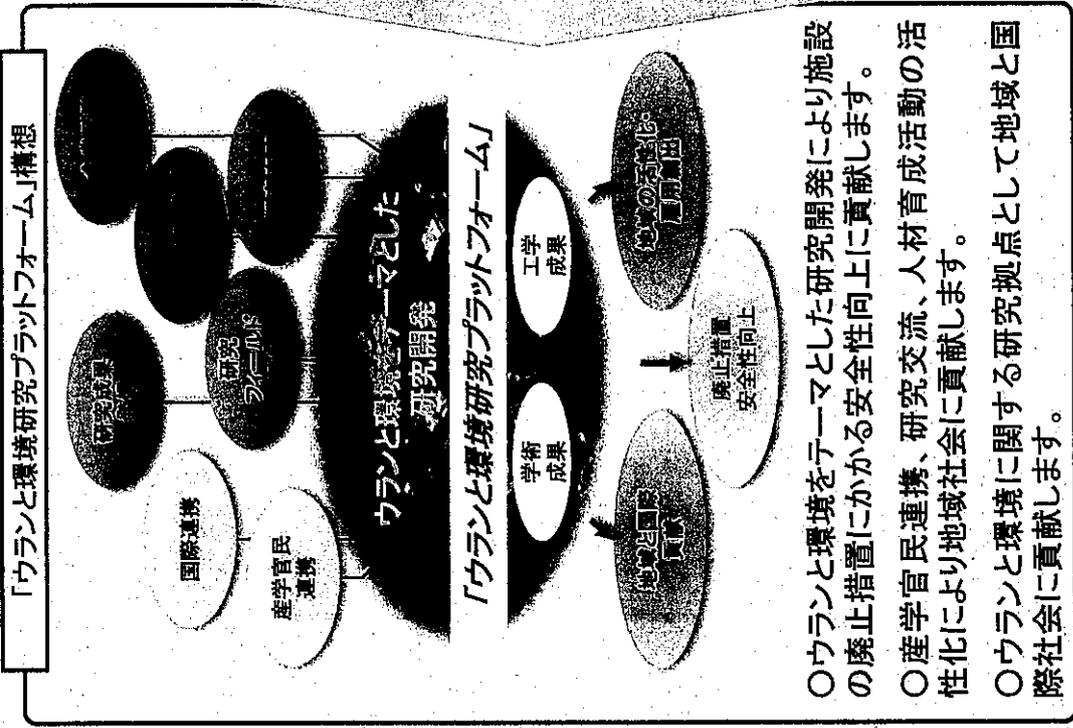
・小規模フィールド試験、埋設実証試験を通して研究成果を取りまとめ、微量のウランを含んだ廃棄物の安全で合理的な処理・処分に必要な技術を体系的に整備実証する。

3 対応状況

- ・島根原子力発電所の廃炉廃棄物が入るようなことはないこと、小規模フィールド試験及び埋設実証試験については、センターが地元の理解を得た上で実施する考えであることを確認した。
- ・また今後、小規模フィールド試験、埋設実証試験など、施設の新増設を行う場合における事前協議のルール作りについて要請した。

人形峠環境技術センターの事業計画案の概要-「ウランと環境研究プラットフォーム」構想-

人形峠環境技術センターでは、核燃料サイクルのフロントエンドの研究開発を60年以上にわたり進めてきました。平成13年3月のウラン濃縮原型プラント運転終了をもって、フロントエンドの研究開発を終え、その後は、これらの施設の解体や除染技術の研究開発を行ってまいりました。今後は、廃止措置を着実に進めるために不可欠な、ウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発に着手する予定です。「ウランと環境研究プラットフォーム」構想は、廃止措置を着実に進めるために必要なウランと環境をテーマとした研究開発(環境研究・ウラン廃棄物工学研究)を通じて、地域・国際社会への貢献を目指す仕組みです。



地表や浅い地中でウラン等がどのように移動しているかを研究します。

- 人形峠のような山間地で、放射性物質(ウラン等)や有害物質(重金属等)が地下水や河川によって移動する様子を解析するための情報を大学等に提供し、水資源管理や環境対策等の研究に貢献します。
- 中国地方の地形が、どのように変化してきたかを知るために役立つ情報を大学等の教育機関に提供するなどして、理科(地球科学)教育等に貢献します。

環境研究成果(埋設実証試験施設)の設計等に役立ちます。また、このような施設が環境変化から受ける影響を調べます。

ウラン廃棄物を処分するための処理技術の研究開発成果を埋設実証試験施設を使って確認します。

- 汚泥のような廃棄物(スラッジ類)から有害物質(重金属等)や放射性物質(ウラン等)を取り除く技術の研究開発を通じて得られた成果を民間企業等に提供し、排水処理や有用・有害金属を取り除く技術等の研究に貢献します。
- 放射線計測技術・分析技術を大学等に提供し、微量放射能の測定や自然環境中の放射能分布調査等の研究に貢献します。

ウラン廃棄物を安全で合理的に処分するために必要な処理技術を確立します。

※ 環境省除染士環などの中間貯蔵施設について (http://josen.env.go.jp/chiuanchosow/section/outline_session/pdf/doyoku_syukan.pdf (参照:平成26年12月8日))

第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年2月24日
鳥取県 振保課 推進課
鳥取市 環境立育局 総務課
鳥取市 財政改革局 人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第7回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年2月14日（火） 午前10時30分～11時30分
2 場所 県庁第33会議室（第二庁舎4階）
3 出席者 県：野川統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
オブザーバー：大雪対応・町議会等のため東部4町は欠席

4 議事及び協議概要

(1) 国事前ヒアリング結果及び今後の法定手続きについて（報告）

ア 1月25日に、総務省（中核市移行）及び厚生労働省（保健所政令市移行）に係る事前ヒアリングを終えた。中核市移行に係る市の事務執行体制や県市の連携・協力体制、準備状況等を説明した結果、両省ともに特段の疑義や宿題事項なし。

〔主な国からの発言事項〕

- ・移行準備にあたっては、住民サービスの低下を招かないこと。さらに住民サービスや地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。
- ・特に住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。

イ 今後の地方自治法に基づく手続き

鳥取市長が、都道府県の同意を経て国へ申出、国（総務大臣）が中核市指定を行う。

〔スケジュール〕（予定）

- | | |
|-----------|--|
| 平成29年2月議会 | 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出
⇒鳥取市議会議決 |
| 平成29年4月 | 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」 |
| 平成29年6月 | 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
⇒鳥取県議会議決
鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付 |
| 平成29年7月 | 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」 |
| 11月頃 | 中核市指定政令の閣議決定 ⇒ H30.4.1 中核市移行 |

(2) 事務調整状況及び今後の検討スケジュールについて（説明・意見交換）

今後の主な調整事項について、調整方針や留意事項及び今後の進め方・スケジュール等を確認し、県市で円滑に事務引継を進めていくこととし、専門職員の確保、住民サービスの維持向上、窓口変更等の住民周知、災害時の救急医療対応等についての工夫などの意見交換を行った。

5 主な発言・意見等

- ・限られた専門人材（医師、獣医師、薬剤師、保健師）の中で、県は県、市は市で採用募集しても競合する。年齢構成や職員のキャリアアップの視点からも、移行後の県市間の人事交流を検討しているところであるが、中西部との職員水準の均衡や職員資質の維持のため、採用段階から県市間で連携を図っていききたい。
- ・災害医療等は連携が重要。中部地震や今回の大雪対応等を教訓に、透析患者の搬送など具体的に県市間での役割や連携体制を整えていくこと。連携協約で担保していくことも必要。
- ・広報や窓口変更等の周知は、形式ばった説明会等だけでなく、各種会合やイベントなどいろいろな人が集まる場で発信していくことが必要。関係業界の会合や機関紙等の活用も検討。県市でチラシを作成し広報周知を行う。
- ・移行まで1年。県内部の担当者会議にも県の声掛けで市の職員も参加して、県市で顔の見える連携、スタッフの育成に努めていききたい。

【添付資料】 第7回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会配付資料

- 資料1 中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて
資料2 鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況（平成29年2月）
資料3 今後の調整事項及び検討スケジュール

資料1

中核市移行に係る国事前ヒアリングの概要及び今後の法定手続きについて

鳥取市中核市推進局・保健所準備室
鳥取県地域振興部地域振興課

平成30年4月の中核市移行に向け、平成29年1月25日に総務省及び厚生労働省の事前ヒアリングを終えました。今後、地方自治法（以下「法」という。）に基づく中核市移行に係る手続きを進めていきます。

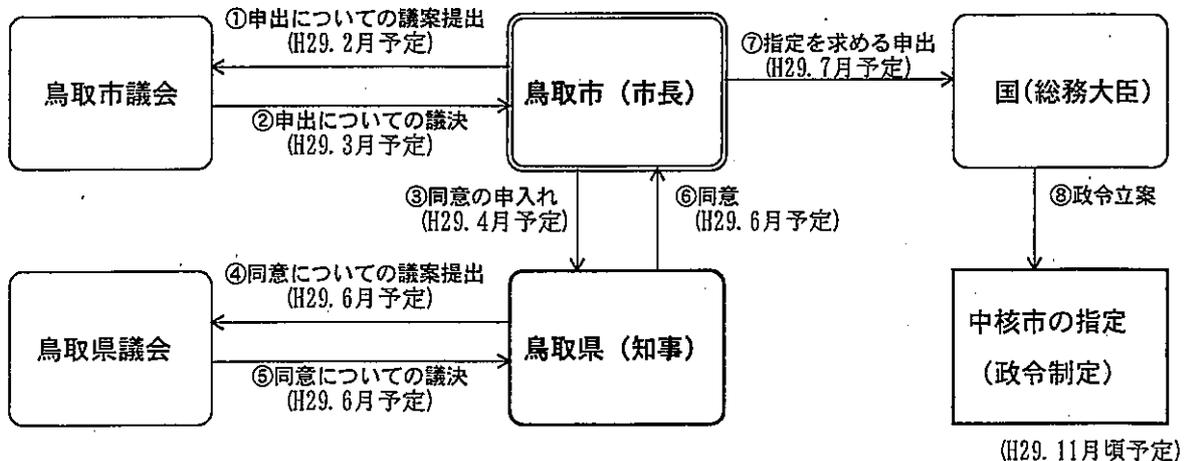
1 国事前ヒアリング結果（国からの主な確認内容）

- 総務省（中核市移行）、厚生労働省（保健所政令市移行）ともに、特段の疑義や宿題事項なし。
- 各省庁からの要請事項は次のとおり
 - ・住民サービスの低下を招かないこと、さらに住民サービス・地域保健サービスが向上するように調整を進めていただきたい。特に、住民窓口の変更等の周知・広報をお願いしたい。
 - ・県から市への4町の保健所業務の委託は、広域連携の取組みの先進例としても注目されるところであり、引き続き調整を進めていただきたい。
 - ・今後の中核市指定の法定手続きは、平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あることから、他団体とも調整しながら進めさせていただきたい。

2 今後の法定手続き（予定）

- ① H29. 2 鳥取市長が鳥取市議会へ「中核市指定の申出」の議案を提出
⇒市議会議決（法252の24②）
- ② H29. 4 鳥取市長が鳥取県知事へ「中核市指定に係る同意の申入れ」（法252の24②）
- ③ H29. 6 鳥取県知事が鳥取県議会へ「中核市指定に係る同意」の議案提出
⇒県議会議決（法252の24③）
- ④ H29. 6 県議会議決を経て鳥取県知事が鳥取市長に「同意書」を交付（法252の24②）
- ⑤ H29. 7 鳥取市長が総務省に中核市指定を求める「申出」（法252の24①）
- ⑥ H29. 11頃 中核市指定政令の閣議決定（H30. 4. 1 鳥取市中核市移行）

【中核市指定の流れ】



中核市移行に係る事前ヒアリング（総務省） 概要

- 1 月 日 平成29年1月25日(水) 午後2時～3時30分
- 2 対応者 〔総務省〕 自治行政局 : 市町村課
 公務員部 : 給与能率推進室
- 3 出席者 〔鳥取市〕 総務部 : 中核市推進局、職員課
 健康・子育て推進局 : 保健所準備室
 〔鳥取県〕 地域振興部 : 地域振興課
 福祉保健部 : 医療政策課

4 概 要

(1) 鳥取市からの概要説明

市町村合併～特例市移行、中核市移行の表明、目的、保健所設置準備（県東部4町の保健所業務の受託）、保健所施設の整備（暫定施設～駅南庁舎）、県市間の協議、人材確保・職員研修、市議会での推進決議、広報の取り組み、など

(2) 総務省（市町村課）の主な発言

事 項	主 な 内 容
保健所業務（東部4町）の受託、4町の理解	周辺町の保健所業務を含めて受託する例はこれまでにない。広域連携の先進例としても注目度が高く、総務省としてもうまく進めてもらいたい。
窓口の変更	窓口の変更については、住民サービスの低下を招かないよう、住民・事業者の方への十分な周知をお願いしたい。
専門人材の確保等	中核市として独自性を築く部分もあり、県の東中西部とのバランスを統制する部分（統一性）も必要となる。少数専門職の採用にあたっては、派遣支援や人事交流を取り入れるなどして、市と県が連携してうまくやってほしい。

5 その他手続き関係

鳥取市の法定手続きのスケジュールは総務省の予定（夏に大臣申出、秋に政令公布）どおりであり、計画どおり円滑に進めていきたい。

平成30年4月1日の中核市移行希望市が複数あるため、中核市指定申出の時期は、本年夏頃の同時期とするなどの調整をさせてほしい。

中核市移行に係る事前ヒアリング（厚生労働省） 概要

- 1 月 日 平成29年1月25日(水) 午後4時00分～4時50分
- 2 対応者 [厚生労働省] 健康局：健康課地域保健室・保健指導室
- 3 出席者 [鳥取市] 健康・子育て推進局：保健所準備室
総務部：中核市推進局
[鳥取県] 地域振興部：地域振興課
福祉保健部：医療政策課

4 概要

(1) 鳥取市からの概要説明

保健所の体制整備の基本方針、政令市施行に係る今後のスケジュール、調整した作業項目とそのスケジュール、施設等の整備計画、組織見直しの概要、職員の配置計画、県内の保健所の配置状況、移譲事務の概要 など

(2) 厚生労働省の主な発言

事 項	主 な 内 容
住民サービスの維持向上	地域保健サービスを低下させないこと、さらに良くなる方向で進めていただくようお願いしたい。
専門職員の確保及び人事交流	他県の中核市でも専門職の確保が難しいと聞いている。大学等への募集や要請、窓口を広げることも必要。
災害対応における県市の連携	広域的な災害の場合、県と市の連携が必要。

鳥取市の中核市移行に係る協議調整状況(平成29年2月)

鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

＜基本方針＞

これまで1市4町1箇所で行ってきた県保健所のサービスの維持、医師等の専門人材の確保や資機材等の整備などのコスト面等からも、住民サービスの低下をさせないことを前提とした円滑な事務の移管・移譲、県から市への事務委託の協議を進める。

1 これまでの経過

平成26年6月10日 鳥取市長が中核市移行を表明

中核市は、当該市の意思に基づき、都道府県の合意を得て、国が政令立案、決定することとされている。また、保健所は地域保健法第5条により、都道府県、指定都市、中核市、保健所政令市が設置することとされている。

平成26年6月24日 鳥取市長から知事へ鳥取市の中核市移行に向けた協力要請

(市長) 市への移管事務の調査、人材支援、4町との調整に係る県の協力を依頼
(知事) 市長の中核市移行の決意に敬意を表し、県から保健所事務をはじめ多くの権限が移管されることから県としても協力することを表明。4町をオブザーバーに継続的に検討を行う場を設置することを提案。

↓

東部圏域の実情を踏まえ、県・市が連携して対処できる体制を確保

↓

平成26年8月4日～鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会を設置(県・市/4町はオブザーバー)

平成28年8月まで6回の協議会を開催。円滑な事務移譲と協力体制等について協議を重ね、中核市移行の法定手続きに向けた準備を進めているところ。

県から市への移譲事務及び4町への委託事務項目を調整決定し、事務内容の確認、財政影響額の試算、人事・組織体制等の検討、広報の実施などの協議を重ねてきた。

第6回(28.8.30開催)では、平成29年1月に予定される国(総務省、厚労省)のヒアリングに向け、県と市でこれまでに協議調整した事項を、それぞれのヒアリング項目に沿って確認し、引き続き県・市で調整をしながら個別具体的な項目を詰めていくこととした。また、東部4町住民や関係団体等への説明会の開催、周知広報を適期に、ニーズに応じてきめ細かに実施していくことを確認した。

平成27年3月19日～鳥取県東部の保健所のあり方検討会を設置(県・4町/市はオブザーバー)

同年7月まで4回開催。住民サービスの維持を前提に、県の東部圏域の保健所業務を市へ委託する案で調整を進めることについて4町の了解を得、県・市協議会に報告。

○現状の県の保健所のサービス水準を維持するため、県東部保健所のあり方を検討。

○東部4町分の保健所業務については、鳥取市に移管する事務と同じ範囲の事務を市に委託する案で検討調整を進めることとし、事務執行体制等について協議を進めることとした。

2 鳥取市中核市移行に向けた調整状況（移行予定日：平成30年4月1日）

(1) 移管・移譲・委託する事務（H28.11.1現在）

法令上、中核市の権能のため、県から市へ移譲する法定移譲事務のほか、住民サービスの視点から、関連して市で事務を行う方が効果的・効率的な知事権限の事務を条例移譲により移譲する方向で、県・市の事務レベルで調整を行った。

また、中核市移行により設置が義務づけられる保健所事務については、これまでどおり東部圏域一体的に処理できるよう、県から市へ委託する。

【分野別移譲事務数及び主な事務項目】

分野	移譲(委託) 事務数	主な事務
民生行政	623 (285)	身体障害者手帳の交付・障がい認定、障がい者支援施設等の指定・指導監査、母子父子寡婦福祉資金の貸付、民生委員の定数の決定・研修・指導、幼保連携型認定こども園の設置認可・指導監査 など
保健衛生行政	1,361 (1,364)	保健所の設置、診療所・薬局等の開設届受理・立入検査、飲食店の営業等の許可・監視指導、旅館業・興行場・公衆浴場の営業許可・立入検査、理容所・美容所・クリーニング所の開設届受理・立入検査、感染症対策、精神保健福祉相談、小児慢性特定疾病児童等に対する療育相談・支援、狂犬病予防対策・犬猫の収容 など
環境行政	419 (410)	一般廃棄物・産業廃棄物処理施設設置の許可・立入検査、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可・立入検査、浄化槽の設置等の届出の受理、大気汚染状況の常時監視・公表、ダイオキシン類特定施設の設置の届出受理 など
都市計画行政	112 (0)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録、屋外広告物業の登録 など
文教行政	27 (0)	県費負担教職員の研修、重要文化財に関する現状変更等の許可、文化財の保存状況等に関する報告聴取 など
その他	49 (33)	食品表示に係る事業者立入検査 など
合計	2,591 (2,092)	

※移譲（委託）事務数には、法定移譲事務（1,697事務）に関連して任意に移譲する事務（894事務）を含む。

※下段（）は県から市へ委託する4町区域の事務。

※保健衛生行政で市への移譲事務数より委託事務数の方が多いのは、特例市権限で現在市において実施している事務（4町分は県実施）について、中核市移行に併せて、県から市へ委託を行うものを含むため。

※H28.11.1現在で県・市の事務レベルで調整した項目であり、今後の法改正等により変更となる場合あり。

(2) 移行後の体制整備

組織・人員体制（基本方針）

中核市移行後においては、危機管理等を含め県が行っている業務を移行後も引き続き同様にできるよう、市の本庁、保健所等の人員を含めた組織体制を構築する。

① 市の組織体制（国事前ヒアリング説明時点）

ア 県本庁からの移管・移譲事務等は、市の関連する部署がそれぞれ引き継ぐ。

イ 県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所の保健所業務は、市が新設する（仮称）鳥取市保健所で、現在の業務を引き継ぐことを基本とする。

ウ 組織機構及び事務分掌の詳細は、市民サービスの向上及び事務の効率化の観点から検討する。

② 市の職員体制（国事前ヒアリング説明時点）

中核市移行に伴う市の配置職員数は、県から引き継ぐ業務（東部4町に係る業務を含む。）に係る現在の県の配置職員数（正職員及び非常勤職員）を基本とする。

H30年4月移行時(市) 約75名(正職員)を増員配置

(市はH30.4までに約25名確保する。県から約50名を職員派遣。)

※平成30年4月以降は、市は所要人数の確保に向け、職員の年齢構成等に配慮しつつ職員採用を行うとともに、当該採用分に係る県職員の派遣者数を減員する。

③ 職員の人材確保（国事前ヒアリング説明時点）

現在、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる職員体制を確保する。 ※住民サービス低下とならないことが大原則

※医師、獣医師、薬剤師など採用の難しい少数職種 of 専門人材の確保。

※東・中・西部の3圏域間の保健所業務の平準化及び住民サービスの維持向上並びに県・市双方の専門職の人材育成の観点から、市において所要職員人数を確保した後も、県市間で専門職の人事交流を実施する。

④ 円滑な事務移管のための職員研修等（国事前ヒアリング説明時点）

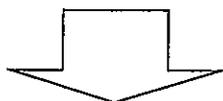
保健所業務は、専門的な知識や技術、経験が必要な分野が多く、業務の習熟には一定の期間が必要なことから、鳥取市は、県東部福祉保健事務所及び県東部生活環境事務所への長期派遣実習を実施し、保健所業務を担う人材の確保、育成を計画的に進め、円滑な業務移管を実現する。

※平成29年度は県東部福祉保健事務所、県東部生活環境事務所に市職員（保健師、事務職等）を研修派遣による受入れを行う。

併せて、短期の研修受入れ・業務引継については、これまでどおり随時対応。

⑤ 広域的な緊急時の対応（災害医療・健康危機管理・原発など）（国事前ヒアリング説明時点）

鳥取市の保健所が、県の東部地区の医療救護対策支部の役割を担い、県（本庁、倉吉・米子保健所）と連携して、医療救護等の対応にあたる。



今後も引き続き、県市間で、平成30年4月の鳥取市の組織・人員体制の整備に向けた調整や、専門人材の育成確保のための県市間の人事交流等、長期的な視点で調整検討を進めていく。

○専門職員の計画採用、人事交流等による研修・スキルアップ

○市職員の県事務所等への派遣研修（長期、短期、随時受入れ）

○市職員が県（現地等）での検査立会、訓練や会議などに随時参加。

(3) 施設・設備等

① 保健所施設

(仮称)鳥取市保健所は、市の新庁舎完成後に市駅南庁舎に設置される予定。

なお、鳥取市の中核市移行(平成30年4月)からそれまでの間は暫定的に下記施設に設置される予定。

部門	現行(～H30.3月)	暫定期間(H30.4～H32.3)	本格稼働(H32.4～)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館及び駅南庁舎	駅南庁舎
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎(立川)	

※暫定期間は、市が県東部庁舎(現東部生活環境事務所部分)を賃貸。

② 衛生検査施設

衛生検査施設に関しては、簡易な検査については市の既存施設(環境下水道部内)や設備を活用し、特殊な検査機器が必要なものや、高度な検査技術を要するものなどは、県衛生環境研究所又は登録検査機関に業務を委託する。

③ 犬の抑留等施設

犬管理所(松並町3丁目)及びその施設内の備品等については、県から市へ譲渡する。

④ 試験・検査備品等

- ・大気測定局、不法投棄監視カメラシステム

現在の観測地において、引き続き市が使用。(県への行政財産使用許可、備品譲渡を予定)

- ・検査機器(血液検査用遠心分離機など)、業務関連備品(医療救護対策支部用備品など)

県から市へ譲渡、貸与

- ・事務什器(事務机・椅子・ロッカー等)、災害医療・健康危機管理・原子力災害等に対応するための備蓄物品(医薬品を含む)

県から市へ譲渡(県において引き続き使用するものを除く)

(4) 住民等への周知・広報

① 市の取組

市の中核市移行に関しては、都市制度の概要及び保健所の設置などについての広報に取り組んでおり、中核市移行の気運の醸成にも努めている。

今後も様々な機会を通じて、中核市移行の準備状況に応じた広報・情報提供等を行う。

ア 「ミニのぼり旗」による広報

市役所窓口及び金融機関(一部:県東部管内)の本店・支店などの窓口に設置

イ 鳥取市「中核市移行シンポジウム」を開催

(市民・市職員等約350名参加)

〔日時〕平成28年11月24日(木) 〔会場〕鳥取市民会館

〔内容〕○基調講演「中核市移行と地方の未来」

講師:一橋大学 副学長 辻 琢也 氏

○パネルディスカッション「中核市移行とまちの将来像」

ウ その他継続して取り組んでいる広報等

(ア) 住民説明、関係機関・団体等への広報

地域づくり懇談会(地区公民館単位の座談会)、関係機関・各種団体等への概要説明など。

各種基準制定(=例規整備)等に関することや、窓口・手続き変更等に関することなどについて、関係団体等への説明会や意見交換会を継続して行う。

(イ) パンフレットの作成・配布

(ウ) とっとり市報

特集記事のほか、毎月「中核市お知らせコーナー」を掲載。

(エ) 鳥取市公式ウェブサイト

(オ) ケーブルテレビ等による広報

市長出演、静止画によりお知らせ

日本海テレビ「鳥取市政の窓」～(仮題)鳥取市は中核市へ～(H29.3.20放映予定)

(カ) 懸垂幕による広報(→市役所:第二庁舎へ設置)

(キ) モニター(画像放映)による広報(→駅南庁舎等の待合所にて放映)

② 県・4町の取組

ア HP、広報紙等での広報

県ホームページにおいて、市との協議状況、東部圏域における保健所のあり方等についての情報発信を行っているほか、東部地区4町のホームページや広報紙において、適宜、保健所事務の委託等についての周知、広報を行っている。(各町広報紙のH28.9月号、10月号、12月号において、集中的な広報を実施。)

イ 住民説明会の実施等

東部地区4町において、保健所業務の委託に係る住民説明会を県主催により開催した。

県から、東部圏域の保健所のあり方の検討を踏まえた4町の保健所業務の市への委託と主な保健所業務について、市から保健所設置に向けた準備状況について説明し、質疑応答と意見交換を行った。

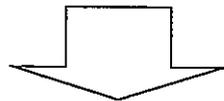
【住民説明会開催概要】

地域	日時	会場	参加者数
岩美町	10月24日(月) 午後7時から午後8時	岩美町役場 大会議室	48名
若桜町	10月29日(土) 午後1時30分から2時30分	若桜町公民館 集会室	22名
智頭町	10月25日(火) 午後7時から午後8時	智頭町保健医療福祉総合センター ほのぼの ひだまりホール	20名
八頭町	10月15日(土) 午後1時30分から2時30分	郡家保健センター 研修室	19名

※参加者には、住民、町議会議員、福祉・生活衛生関係団体等関係者を含む。

ウ 関係団体等への説明

関係団体からの要請等に応じ、各種会議等へ県及び市の担当者が出席し、中核市移行に向けた検討の経過、調整状況等について随時説明を行っている。



今後も引き続き、県市4町が協力し、要請に応じ住民や関係団体等に対して、説明の場を持つとともに、引き続き広報紙やホームページ等各種媒体を活用して、準備状況の周知・広報を行っていく。

○住民説明会の開催(市、4町)

○関係事業者・団体等への説明

○広報(市報・町報・県政だより、ケーブルテレビ、TV・新聞など)

○対象者・事業者等への案内・通知

今後の調整事項及び検討スケジュール

鳥取市中核市推進局
鳥取県地域振興部地域振興課

1 今後の調整事項と調整方針等

調整事項	調整方針・進め方	留意事項
事務引継	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて、業務の特性に応じ、事務引継(訓練や研修参加等を含む)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正等による追加事務等の把握と円滑な引継。 年度をまたぐ許認可事務等の処理方法を調整し、関係事業者等への事前周知を徹底する。
予算編成・費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> 他の中核市(他府県)の例も参照し、権限移譲交付金や委託経費について具体協議・調整を実施。(H30当初予算要求目途) 	<ul style="list-style-type: none"> 住民サービスを維持継続するため、県市で効果的効率的な事務執行に取り組む。
例規・附属機関等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市の条例制定等に向け、県市間で基準等の摺り合わせを行い条例案等を作成。 県・市間の水準維持や効果的効率的な事務執行を行うため、審議会の共同設置等の可否など併せて検討を行う。(H29.12月議会目途) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の他圏域とのサービスに差異が生じないように取扱いや基準等の調整を行う。 同種の事務執行について、県市間で連携共同執行等の検討を併せて実施する。
施設・設備・備品(電算システム)	<ul style="list-style-type: none"> 県から市への譲渡や貸付け等により対応する方向で具体的手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 県市間で調整し、二重投資を避け、既存施設や資機材、備品の有効活用し無駄なく事務処理体制を整備する。
災害発生時の危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> 東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など計画マニュアルの改定整備を行うとともに訓練実施を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応が行えるよう体制整備する。
住民サービスの維持・向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> 連携協約案、事務委託規約案等の作成などの具体調整を進める。 窓口変更(30年度以降の県の相談窓口を含む)の案内や住民周知を県、市、4町で連携協力して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる仕組みを構築する。
組織体制・人員体制	<ul style="list-style-type: none"> 各課の事務執行体制(配置人員、専門職員の配置等)について、個々の事務分掌なども考慮しながら調整を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 30年度以降も継続して同様の住民サービスが提供できる体制を整備する。
人材確保・職員研修	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度以降の市の職員の体制(県から市への職員派遣含む)について、職種や職責、年齢構成等も考慮しながら調整を進める。(H29.12月目途) 	<ul style="list-style-type: none"> 少数専門職種については、人材確保策を検討の上実施する。 県内他圏域との業務水準に差異が生じないように県市間の人事交流も含めて検討。

2 検討スケジュール

事項	区分	これまでの調整状況	H29. 2～3月	4～6月	7～9月	10～12月	令和3年1～3月
事務引継 (公文書・簿冊)	共通	事務引継要領の作成 ・各事務毎に事務マニュアル等を提供。 ・検査立会、訓練、会議等への参加等による現場対応の実務研修を実施	・(県)H28→29年度事務引継書作成(市へ提供) ・実務訓練等と併せて事務引継(研修)を継続実施	・(県)簿冊等引継要領・方法等の整理検討、市との調整 ※通年度文書も含む			・(県)H29→30年度事務引継書作成(市へ送付)
予算編成・費用負担等	共通	他県等からの情報収集・素案作成	・権限移譲交付金・事務委託料に係る方針検討 ・費用負担検討・調整	・H30年度当初要求内容検討	・費用負担確認		・(県)確認事項整理・台帳目録等作成 ・(県→市)・簿冊引継ぎ、事務引継書交付
例規等の整備	市	移譲項目整理	・特別条例移譲項目確定基準等のすり合わせ		・予算要求準備(内容精査)	・予算要求	・予算議案提案～成立
附属機関の整備 (審議会・審査会等)	共通	整備を要する条例・規則リスト作成 ・先進市からの情報収集	・条例案作成	・例規審査	・市民政策コメント(条例)規則案作成	・例規審査会 ・議案提案・議案審査 ・規則案審査	・条例公布～施行 ・規則制定・改正～施行
施設 (暫定施設改修等)	市	整備方針の検討 ・H29整備経費の予算議案提案予定					・(市)審議会等の設置
設備・備品等	共通	県から市への譲渡備品等の予定リスト作成				・移行後の執務場所の改修完了	・配線等の執務環境整備完了
電算システム	共通	移行後のシステム導入可否検討 ・データ移行等の時期・媒体等調整 ・導入システム(案)決定 ・H29整備経費の予算議案提案予定	・導入経費の費用負担検討	・導入経費負担額の決定 ⇒H29.6月補正予算要求	・備品リストをもとに譲渡可否の判断		・設備・備品等の移設
危機管理対応	共通	取組方針検討・調整協議	・計画・マニュアル案の作成	・関連計画・関係団体等との調整	・システム開発業者決定 ⇒契約手続		・県からのデータ移行・引継ぎ ・試験運用(操作研修) ～本格稼働
住民サービス維持	共通	取組方針検討・調整協議		・連携協約・委託規約案の作成(関係先の調整を含む)			・(県市)連携協約・委託規約等 ・H30 県相談体制決定⇒周知

淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続の状況について

平成29年2月24日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」（以下「手続条例」という。）に基づき、（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）から県に11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」という。）事業計画に係る条例手続の状況を報告する。

1 住民説明会の開催

センターは、事業計画の周知を図るため手続条例第10条の規定に基づき関係住民を対象にした説明会を開催した。説明会の状況を把握するため、全ての説明会に県及び米子市が立会した。

(1) 住民説明会の日程等

日 時	対象者	会 場	参加者数
1月20日（金） 19:30～20:45	小波浜自治会員	小波浜公民館	25名
1月22日（日） 18:00～19:50	福平自治会員	福平公民館	15名
1月28日（土） 19:00～20:40	西尾原自治会員	西尾原公民館	22名
2月4日（土） 19:00～21:00	小波上自治会員	小波上公民館	20名
2月5日（日） 19:00～20:15	上泉自治会員	上泉公民館	10名
2月7日（火） 15:05～16:15	（自治会以外）	米子市淀江文化センター	2名（傍聴6名）
2月19日（日） 9:00～12:30	下泉自治会員	下泉公民館	35名

※（自治会以外）は、6自治会員以外の農業者、水利権者等の条例上の関係住民が対象
※下泉自治会員対象の説明会は、大雪のため2/12から2/19へ変更

(2) 説明概要

センターが、事業計画【要約版】（別紙）等により計画の内容等を説明した。

【資料1～3】

- 事業目的、埋め立てる廃棄物の種類、廃棄物搬入管理方法
- 安全安心に配慮した施設整備の概要
 - ・ 三重遮水構造等多重の安全対策（マルチバリア）による地下水汚染防止対策
 - ・ 高度な水処理システム（逆浸透膜）
- 生活環境影響調査結果（大気質、騒音・振動、悪臭、水質、地下水）
 - ・ 周辺地域へ与える影響はほとんどない

【資料4、5】

- 今後の手続きの流れ、環境保全協定について

(3) 主な意見等

関係住民からは、次のような意見が出された。

<事業計画について>

- ・ 遮水シートの耐久性、ゲリラ豪雨対策について。
- ・ 放射性廃棄物・飛散性アスベストが搬入される可能性はあるか。
- ・ なぜ、クローズド型（被覆型）の処分場形式を採用しなかったのか。
- ・ 計画書どおりに事業を実施すること。
- ・ 問題・苦情があった場合の対応・周知について。
- ・ 処分場廃止後はどうなるのか。

<その他>

- ・ 条例上の関係住民の考え方について。
- ・ 意見書を受けて計画が変更されることはあるか。
- ・ 条例手続きにおける縦覧図書に不足があったのではないか。
- ・ H4開発協定で一般廃棄物処分場以外の用途には使えなかったのではないか。
- ・ 従前（民間事業者主体時）の生活環境影響調査に問題があったのではないか。
- ・ 追加の説明会、技術会議の開催を求める。

2 今後の予定

- 今後、センターは、意見書・見解書のやりとり等を通じて関係住民の理解を求めていくこととしている。
- 県（生活環境部）は、条例に則り、必要に応じてセンター・関係住民に対して指導・助言を行うなど、相互理解の促進に努めることとしている。

鳥取県西部地域におけるレジ袋削減の推進に関する協定締結について

平成29年2月24日
循環型社会推進課

パリ協定の発効を受けて、地球温暖化防止に向けた更なる取組が求められる中、平成29年1月23日に開催した西部地域ノーレジ袋推進協議会（※）において、無料配布中止の取組が可能な事業者（既に中止している者を含む。）と消費者団体及び行政が協定を締結することで、西部地域におけるレジ袋削減の機運醸成を図ることが確認された。

これを受け、今月20日にノーレジ袋推進に関する協定締結式を行ったので、その実施状況を報告する。
※協議会の構成団体：事業者（スーパー、百貨店、ホームセンター等）、消費者団体、商工団体、市町村、県（42団体）

1 協定締結式の概要

(1) 実施日 平成29年2月20日（月）

(2) 締結団体

- ①事業者 4社（フーズマーケットホック、サンアイ、トライアルカンパニー、大黒天物産）
- ②消費者団体等 6団体（県中小企業団体連合会、県連合婦人会、県商工会女性部連合会、県母子寡婦福祉連合会、県消費者協会、米子市生活学校連絡協議会）
- ③行政 4団体（鳥取県、米子市、境港市、伯耆町）
- ④立会人 西部地域ノーレジ袋推進協議会長

(3) 協定の内容

事業者、消費者団体、行政の三者で協定を締結し、消費者へマイバッグ持参の普及啓発を行い、レジ袋無料配布を中止することにより、抜本的なレジ袋の削減を推進する。

【協定締結事業者の無料配布中止の状況】4事業者9店舗

事業者名	無料配布中止店舗数	実施時期
(株) フーズマーケットホック	5 (米子4、伯耆1)	平成29年4月1日(土)から
(株) サンアイ	1 (米子1)	平成29年4月1日(土)から
(株) トライアルカンパニー	2 (米子1、境港1)	既に実施
大黒天物産(株)	1 (境港1)	既に実施
合計	9	

2 今後の取組予定等

- ・西部地域では、この度の協定締結を一つの足掛かりとして事業者のレジ袋削減の取組が一層進むよう働きかけ、レジ袋削減活動の拡大を図っていく。
 - ・中部地域では、率先して有料化に踏み出す事業者がなく、現時点では実施は難しい状況であるが、今回の西部地域での協定締結を契機として、レジ袋配布中止の拡大を目指す。
- ※東部地域では、平成24年10月から無料配布中止の取組を実施中。

(参考) レジ袋辞退率の推移

	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.3
東部	25.7	37.8	37.6	42.3	41.1	87.7	88.6	89.2
中部	15.0	25.5	28.5	27.4	29.2	33.0	33.7	27.2
西部	10.0	23.0	29.4	30.9	29.4	35.3	47.4	38.4
県全体	16.9	28.8	31.8	33.5	33.2	52.0	56.6	51.6

※東部地域では、平成24年10月の無料配布中止に伴い、辞退率が向上。

※西部地域では、平成25年11月のイオンでの無料配布中止で一時的に辞退率が向上したが、その後は低下傾向にある。

「第12次鳥獣保護管理事業計画」等の策定に係るパブリックコメントの実施について

平成29年2月24日
緑豊かな自然課

野生鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ）による被害の軽減等を図るため、「第12次鳥獣保護管理事業計画」及びこれに基づく「第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画」、「第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）管理計画」を策定するにあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施中である。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成29年2月17日（金）から3月9日（木）まで
- (2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、県庁県民課、東部生活環境事務所、各総合事務所等

2 各計画の共通事項

- (1) 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）
- (2) 対象区域 県内全域

3 計画の概要

(1) 鳥獣保護管理事業計画

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」第3条第1項に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業（以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針」に即して、県における鳥獣の保護及び管理の方向性や鳥獣行政施策の実施に関する事項を定める計画である。

【計画の構成】

- 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域など狩猟の実施を制限する区域指定計画
- 鳥獣の保護管理の考え方、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可基準
- 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針
- 鳥獣の生息状況の調査、有害鳥獣対策調査の実施計画
- 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する方針
- 傷病鳥獣救護の基本的対応方針など

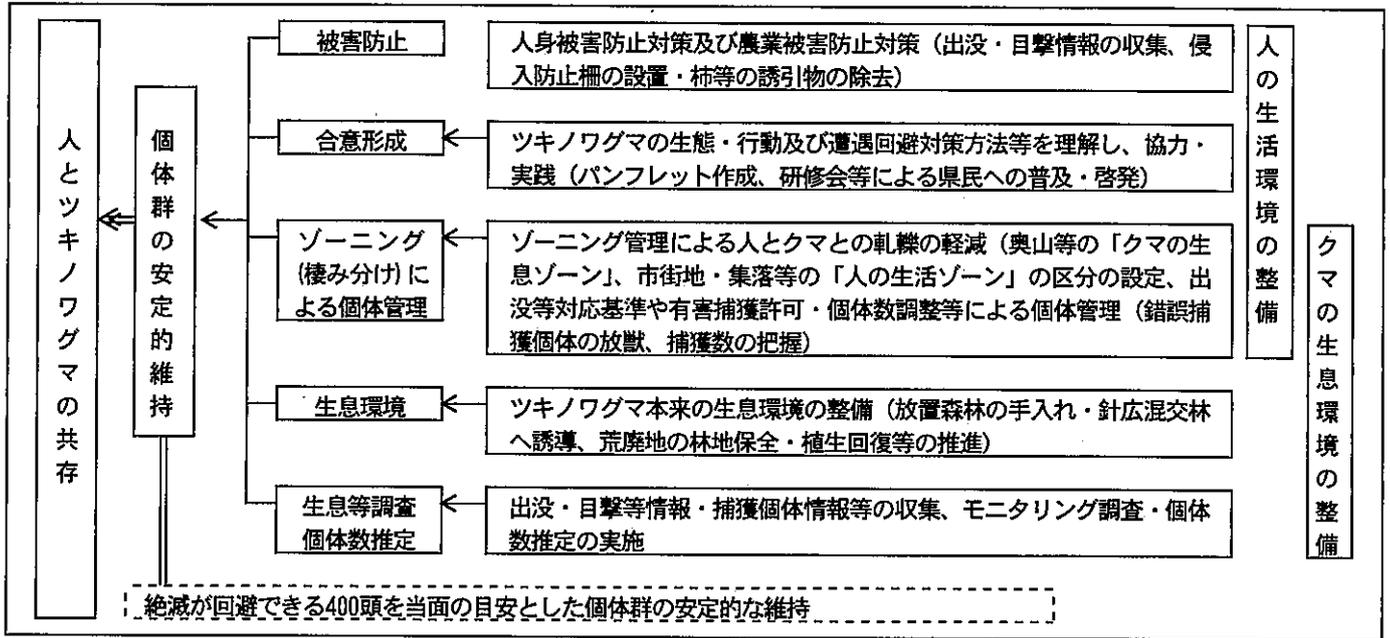
【現行計画からの主な変更点】

- 鳥獣保護区の指定及び管理
森林鳥獣生息地の鳥獣保護区におけるイノシシ・ニホンジカによる被害発生状況を勘案し、新規指定又は存続期間の更新等又はイノシシ・ニホンジカを除く対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域への見直しを検討する旨を記載。
- 農林業者自らが行う小型動物の捕獲に関する規制のあり方
アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の農林業被害を受け、小型の箱わな等により農林業者が自らの事業地で捕獲する場合、条件付きで狩猟免許を有していない者を許可対象者として許可できる旨を規定。
- 鉛中毒対策
鳥類を鉛中毒から守るため、指定猟法禁止区域の設定に加え、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められている地域において鉛が暴露しない構造・素材の装弾使用、捕獲個体の搬出徹底を指導する旨を規定。
- 鳥獣による被害発生予察表へのカワウの追加
県内河川、湖沼等における水産有用種（アユ等）の被害発生状況及び生息状況を勘案し、カワウの予察捕獲の科学的、計画的なモニタリング調査実施を前提として予察表に追加。
- 人材の育成・確保
県・市町村担当職員及び鳥獣保護管理員等を対象として、鳥獣の保護及び管理に関する定期的・計画的な研修又は情報の提供を行い、技術向上と資質の維持・向上に努める旨を規定。（クマ出没対策研修会、鳥獣被害対策等に資する県市町村担当者研修等）

(2) 第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画

①保護の目標

人身被害防止対策や農林業被害防止対策を積極的に推進し、住民の安全と安心の確保を図りながら、クマの生息水準の安定と地域個体群の維持を図る。



②ゾーニング（棲み分け）管理の概要

【ゾーン区分のイメージ（集落レベルのゾーニング例）】

【基本的な考え方】

- 「人の生活ゾーン」として市街地、集落、農耕地等から概ね200mの範囲を設定、それ以外を「クマの生息ゾーン」とし、「人の生活ゾーン」に進入・被害発生した場合は、有害捕獲許可に基づき、原則有害殺処分とする。
- 「クマの生息ゾーン」で錯誤捕獲が生じた場合：人身被害の危険など緊急性が高いと判断した場合は殺処分を可能とする。
- 絶滅が回避できる400頭を当面の目安とした個体群の維持を図るとともに、個体水準が高く被害防止対策や有害捕獲等だけでは被害を回避できないと判断した場合には、第二種管理計画（個体数調整）策定による狩猟解禁を検討する。

(3) 第二種特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）管理計画

①管理の目標

生物多様性や健全な森林生態系の確保、農林業被害等と人間活動との軋れきを軽減するため、個体数調整により生息数の減少を図る。

②個体数管理の目標（年間捕獲目標）

【イノシシ】6,000頭以上、【ニホンジカ】9,000頭以上

③個体管理の方法

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・狩猟期間の1ヶ月延長（延長後の狩猟期間は11月1日から翌年2月末日まで）
 - ・1日当たりの捕獲頭数制限の解除（制限無し）
 - ・猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）等
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
 - ・狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するための講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
 - ・若手猟師参入促進補助金による狩猟参入の支援、ハンター養成スクールの開校等
- 個体数調整の推進
 - ・隣接県と連携したシカ捕獲強化月間の実施、国交付金を活用した「指定管理鳥獣捕獲等事業」による県境奥山のシカ捕獲強化等

4 今後の予定

パブリックコメント実施後、鳥取県環境審議会の審議を経て平成29年3月を目途に計画を策定する。

応募期限

平成29年3月9日(木)必着

第12次鳥獣保護管理事業計画（案）等について ご意見をお寄せください

◆ご意見募集◆

県では「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境省が定める基本方針に即して、野生鳥獣の保護や取扱い等について定める「鳥獣保護管理事業計画」を5年ごとに策定しています。

今回、平成29年4月から実施される「第12次鳥獣保護管理事業計画」、「第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画」、「第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」、「第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」の策定にあたり、県民の皆様のご意見を伺い、計画の内容や今後の取組などに反映したいと考えておりますので、野生鳥獣行政に対して日頃感じている意見などをお寄せください。

「第12次鳥獣保護管理事業計画」の策定方針

☆野生鳥獣の種及び長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止を基本とし、生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与するとともに、野生鳥獣と人との軋れきを軽減して共存し、自然豊かな郷土を後世まで伝えることを目的として策定する。

「第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画」の策定目的

☆ツキノワグマによる人身被害・精神的被害の回避及び農林業被害の軽減を図るとともに、科学的な調査・知見に基づき絶滅のおそれのある地域個体群の安定的維持、人とクマとの棲み分けによる共存を目指すことを目的として策定する。

「第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」の策定目的

☆イノシシによる農林作物被害は、中山間地域をはじめ県下の農業生産活動に大きな影響を与えていたため、科学的な調査・知見に基づき計画的に捕獲圧をかけ安定的維持等の管理を行い、人との軋れきを軽減し互いに共存することを目的として策定する。

「第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」の策定目的

☆県東部を中心にニホンジカによる農林業被害や生態系等の衰退が生じているため、科学的な調査・知見に基づき生息地域拡大を防止するよう計画的な管理を行い、人との軋れきを軽減し互いに共存することを目的として策定する。

計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日

*詳しい内容については、計画（案）及び概要版を御覧ください。

【閲覧方法】

計画案は県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び各市町村役場で閲覧できるほか、鳥取県のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.tottori.lg.jp/168250.htm>)

計画案の郵送等を希望される方は、以下の問合せ先までご連絡ください。

【応募方法】

郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、各市町村窓口への提出のいずれでも応募できます。

様式は自由で、このチラシの裏面もご利用ください。

【対応の公表】

いただいたご意見への対応については、取りまとめてホームページ等で公表します。

【応募・問合せ先】

鳥取県生活環境部 緑豊かな自然課 自然環境保全担当

◇郵 送：〒680-8570（郵便番号だけで届きます）

◇電 話：0857-26-7872

◇ファクシミリ：0857-26-7561

◇電子メール：midori-shizen@pref.tottori.jp

「第12次鳥獣保護管理事業計画(案)等」に対する ご意見応募用紙

＜送付先＞

鳥取県生活環境部 緑豊かな自然課

〒680-8570 (郵送の場合、郵便番号のみで届きます)

ファクシミリ：0857-26-7561、電子メール：midori-shizen@pref.tottori.jp

項目・ページ等	ご意見

※「項目・ページ等」欄には、「どの計画(案)※第12次計画、ツキノワグマ計画、イノシシ計画、ニホンジカ計画」の「どの部分※〇〇ページの〇〇行目」等についての意見であるかをできるだけ詳しくご記入願います。

ご協力ありがとうございました。差し支えない範囲で、下記もご記入ください。

お住まいの市町村		性別	
年代	<input type="checkbox"/> 10代以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上		

「第12次鳥獣保護管理事業計画（案）」の概要

1 目的

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」（以下「法」という。）第4条第1項に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣保護区の指定や捕獲許可等の事業実施に関する基本的な計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を策定する。

2 「鳥獣保護管理事業計画」について

法第3条第1項に基づき、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業（以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針」に即して、県における鳥獣の保護及び管理の方向性や鳥獣行政施策の実施に関する事項を定めた計画である。（現行の第11次計画が平成29年3月末までとなっており、今回、策定する計画は第12次計画となる。）

(1) 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

(2) 対象区域 県内全域

(3) 計画の構成

第一 鳥取県の現状と鳥獣保護管理事業の推進

（本県の野生鳥獣の生息環境、野生鳥獣問題、狩猟者の状況、鳥獣保護管理事業の推進方針等）

第二 計画の期間

第三 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

（鳥獣保護区の指定、特別保護地区の指定、休猟区の指定、鳥獣保護区の整備等）

第四 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

（鳥獣の人工増殖、放鳥獣の方針等）

第五 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

（鳥獣の区分と保護管理の考え方、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定等）

第六 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

（特定猟具使用禁止区域の指定、特定猟具使用制限区域の指定方針、猟区設定のための指導、指定猟法禁止区域等）

第七 「第一種特定鳥獣保護計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」の作成に関する事項

（「第一種特定鳥獣保護計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」の作成に関する方針、実施計画の作成に関する方針等）

対象鳥獣名	防除方法の検討、個体群管理の実施等
イノシシ・ニホンジカ	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、関係機関、市町村、農業団体などと連携し、効果的な被害防止対策の普及啓発を行う。また、市街地等周辺における出没に対し、対応方法の周知を行う。個体群管理は第二種特定計画に基づき実施する。
ツキノワグマ	第一種特定鳥獣保護計画に基づき、地域住民、農林業者、市町村、関係団体等の理解・協力を得ながら、被害防止対策を実施する。人身被害防止のため、遭遇回避方法の普及啓発を行う。個体群管理は第一種特定計画に基づき実施する。

第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

（基本方針、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状況調査、有害鳥獣対策調査等）

第九 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

（鳥獣行政担当職員、鳥獣保護管理員、保護管理の担い手の育成及び配置、鳥獣保護管理センター等の設置、取締り、必要な財源の確保等）

第十 その他

（鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題、狩猟の適正管理化、傷病鳥獣救護の基本的な対応、油等による汚染に伴う水鳥の救護、感染症への対応、普及啓発等）

3 現行計画からの主な変更点

主な変更点は以下のとおり。国基本指針に則してその他重複部分及び関係事項を整理。

(1) 鳥獣保護区の指定及び管理（第三関係）

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区におけるイノシシ・ニホンジカによる被害発生状況を勘案し、新規指定又は存続期間の更新等又はイノシシ・ニホンジカを除く対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域への見直しを検討する旨を記載。

(2) 農林業者自らが行う小型動物の捕獲に関する規制のあり方（第五関係）

アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の農林業被害を受け、小型の箱わな等により農林業者が自らの事業地で捕獲する場合、条件付きで狩猟免許を有していない者を許可対象者として許可できる旨を規定。

(3) 鉛中毒対策（第五関係）

鳥類を鉛中毒から守るため、指定猟法禁止区域の設定に加え、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められている地域において鉛が暴露しない構造・素材の装弾使用、捕獲個体の搬出徹底を指導する旨を規定。

(4) 鳥獣による被害発生予察表へのカワウの追加（第五関係）

県内河川、湖沼等における水産有用種（アユ等）の被害発生状況及び生息状況を勘案し、カワウの予察捕獲の科学的、計画的なモニタリング調査実施を前提として予察表に追加。

(5) 人材の育成・確保（第九関係）

県・市町村担当職員及び鳥獣保護管理員等を対象として、鳥獣の保護及び管理に関する定期的・計画的な研修又は情報の提供を行い、技術向上と資質の維持・向上に努める旨を規定。（クマ出没対策研修会、鳥獣被害対策等に資する県市町村担当者研修等）

「鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画」の概要

1 計画策定の目的及び背景

ツキノワグマによる人身被害・精神的被害の回避及び農林業被害の軽減を図るとともに、絶滅のおそれのある地域個体群の安定的維持を図ることによって、人とクマとの棲み分けによる共存を目指す。

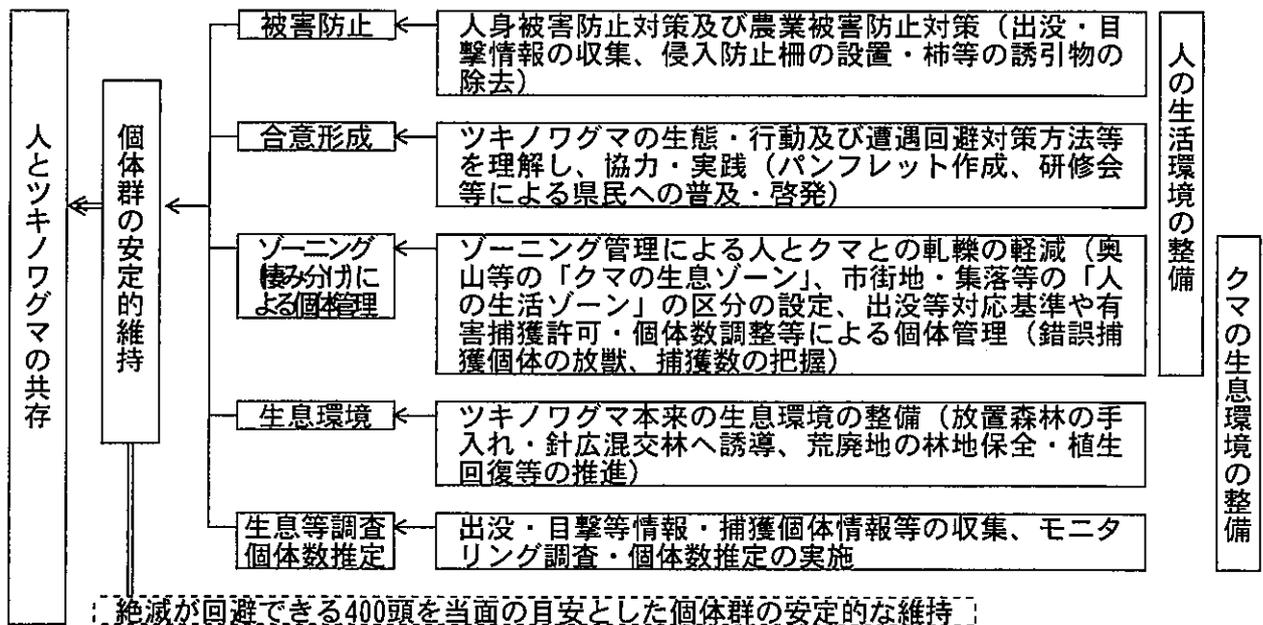
2 保護すべき鳥獣の種類 ツキノワグマ

3 計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

4 計画の対象区域 県内全域

5 保護の目標

人身被害防止対策や農林業被害防止対策を積極的に推進し、住民の安全と安心の確保を図りながら、クマの生息水準の安定と地域個体群の維持を図る。



6 保護の実施のための方策

(1) ゾーニング管理【新規導入】、個体管理

- 「人の生活ゾーン」として市街地、集落、農耕地等から概ね200mの範囲を設定、それ以外を「クマの生息ゾーン」とし、「人の生活ゾーン」に進入・被害発生した場合は、有害捕獲許可に基づき、原則有害殺処分とする。
- 狩猟禁止、有害鳥獣捕獲許可権限、錯誤捕獲時の対応、クマ出没等対応基準に基づく段階的対応等個体の保護管理に必要な措置を図る。
- 個体水準が高く被害防止が困難ならば第二種管理計画（個体数調整）策定による狩猟解禁を検討する。

(2) 人身被害・農林業被害防止対策

- 入山者への注意喚起、目撃情報のある地域における鈴等の携帯や巡回体制の整備。
- クマに人への嫌悪感を与える学習放獣の実施、学習放獣個体の監視。
- 電気柵・侵入防止柵の設置、緩衝帯の設置、誘因物の除去等。

(3) 合意形成

- クマ生息地域における研修会、シンポジウム等の開催によるクマに強い地域づくりの推進。

(4) 生息環境の整備

- 国有林との連携、森林環境保全税の活用、森林所有者の理解・協力により、ツキノワグマをはじめ多様な生物の生息に適した森づくりを推進する。

(5) その他保護のために必要な事項

- 出没・目撃等情報の収集、追跡調査、捕獲個体調査等による生息頭推定・計画の検証。
- 東中国地域個体群を構成する兵庫県と岡山県及び京都府と協議会を立ち上げ、個体情報の共有、同一手法のモニタリング調査等の連携強化を図るとともに、隣接する西中国地域個体群の構成県である島根県、広島県との連携強化。
- クマ出没・目撃等情報に適切に対応できる市町村、県等の人材の確保・育成。

「鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画」の概要

1 計画策定の目的及び背景

イノシシによる農林作物被害は、平成18年度以降は1億円を下回っているものの依然として中山間地域をはじめ、県下の農業生産活動に大きな影響を与えている。こうした現状から、イノシシによる農林作物被害の軽減、個体数の安定維持と本県の豊かな生物多様性を維持するため、引き続き、計画的に保護管理を行い、人間との共存を図る。

2 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ

3 計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

4 管理が行われるべき区域 県内全域

5 管理の目標

- 個体数調整によりイノシシ生息数の減少を図る。
- 生物多様性の確保に加えて、狩猟資源として安定的水準を維持できるよう個体数管理を図る。
- 農林業被害等によるイノシシと人間活動との軋れきの軽減を図る。
- ※個体数の管理や被害防除対策を早急を実施するとともに、生息状況のモニタリング調査の継続的実施により、計画の達成状況の点検、評価を行い、管理計画にフィードバックさせていく。

《管理フロー》



6 数の調整に関する事項

【個体数管理の目標】

- 年間捕獲目標を6,000頭以上とする。

【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・狩猟期間の1ヶ月延長（延長後の狩猟期間は11月1日から翌年2月末日まで）
 - ・1日当たりの捕獲頭数制限の解除（制限無し）
 - ・猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）
 - ・許可捕獲の予察捕獲区域を県下全域に拡大
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
 - ・若手猟師参入促進補助金による狩猟参入の支援、ハンター養成スクールの開校等
 - ・狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するための講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
 - ・射撃場の再整備・供用再開、大口徑ライフル射撃場の整備の必要性の検討
- 個体数調整の推進
 - ・個体数を減らす対策への支援（捕獲奨励金の交付等）
 - ・鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制の検討
 - ・国交付金を活用した「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施の検討

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- イノシシを人里に近寄らせない環境づくりの検討
- 既存制度を活用した鳥獣保護区の見直し（イノシシを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定等）

8 その他管理のために必要な事項

- 侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵等）の集団的設置、農地周辺等の緩衝帯の設置
- 被害対策技術の普及・人材育成（イノシシとの連携）、モデル地区設定・被害防止技術の実証
- 被害評価基準の統一、被害調査を活用した防除指導の実施。

「鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」の概要

1 計画策定の目的及び背景

ニホンジカは、農林業生産活動や生態系等に大きな影響を与えており、今後、県東部を中心とする被害が県下全域に拡大することが懸念されている。こうした現状から、各方面への影響増加の抑制と軽減を第一に、生息数を安定的に維持しながら人との軋れきを軽減し互いに共存することを目的として、科学的な調査・知見に基づき計画的な保護管理を行う。

2 管理すべき鳥獣の種類 ニホンジカ

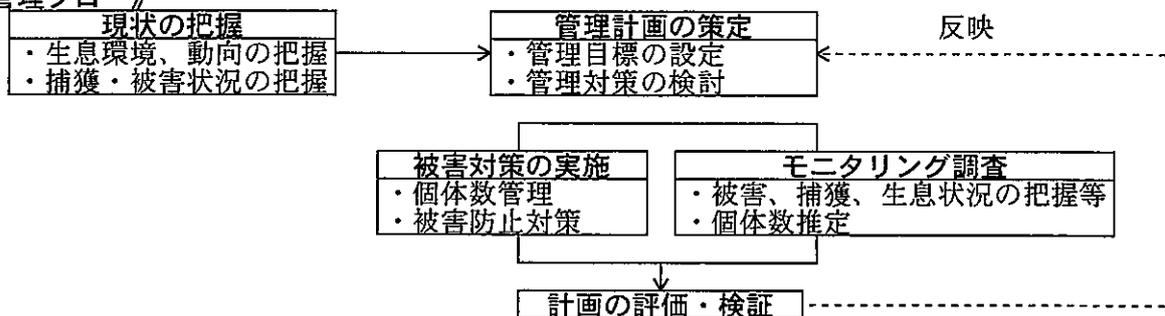
3 計画の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

4 管理が行われるべき区域 県内全域

5 管理の目標

- 個体数調整によるシカの個体数の削減と生息域の拡大を抑制する。
- 農林業被害等によるシカと人間活動との軋れきの軽減を図る。
- 森林生態系への影響軽減と、生物多様性の確保を図る。
- ※ 個体数の管理や被害防除対策を早急に実施するとともに、生息状況のモニタリング調査の継続的実施により、計画の達成状況の点検、評価を行い、管理計画にフィードバックさせていく。

《管理フロー》



6 数の調整に関する事項

【個体数管理の目標】

- 年間捕獲目標を9,000頭以上とする。

【個体数管理の方法】

- 各種狩猟規制の緩和
 - ・ 狩猟期間の1ヶ月延長（延長後の狩猟期間は11月1日から翌年2月末日まで）
 - ・ 1日当たりの捕獲頭数制限の解除（制限無し）
 - ・ 猟法の禁止の解除（くくりわなの輪の直径12cm以下の制限の解除）
 - ・ 許可捕獲の予察捕獲区域を県下全域に拡大
- 狩猟免許所持者、若手銃猟者の確保
 - ・ 狩猟免許取得に必要な知識・技能を習得するため講習会の実施（講習会、試験は休日開催）
 - ・ 射撃場の再整備・供用再開、大口徑ライフル射撃場の整備の必要性の検討
- 個体数調整の推進
 - ・ 広域連携によるシカ捕獲強化月間の設定、国交付金を活用した「指定管理鳥獣捕獲等事業」による県境・奥山の捕獲強化
 - ・ 個体数を減らす対策への支援（捕獲奨励金の交付、奥山捕獲効率アップ手法の検証等）
 - ・ 鳥獣被害対策実施隊（市町村設置）等の新たな捕獲体制の検討

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- 皆伐跡地の放置や耕作放棄地の草地化の防止、未収穫作物等の誘引物の除去
- 既存制度を活用した鳥獣保護区の見直し（ニホンジカを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域の設定等）

8 その他管理のために必要な事項

- 集団的、効果的な侵入防止柵の設置促進、低コストで効果的な侵入防止柵の導入
- 各種モニタリング調査の実施、関係機関の連携・合意形成に基づく各種施策の推進

鳥取県カワウ被害対策指針の策定に向けたパブリックコメントの実施について

平成29年2月24日
 緑豊かな自然課
 生産振興課
 水産課

この度、本県におけるカワウによる漁業被害の軽減を目的とした「鳥取県カワウ被害対策指針（案）」を策定するにあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施する。

1. 指針の目的

全県的な生息数・被害状況の把握、水産業等に被害を与えるカワウの捕獲等による個体群管理、追払い等の被害防除対策、魚類等の生息しやすい河川環境の整備など各対策を並行して実施するため、関係機関の推進体制等を定め、カワウによる漁業等被害の軽減とカワウ個体群の長期的な管理を図る。
 （計画期間：平成29年～31年）

2. 指針（案）の概要

対 策	実 施 内 容	実 施 体 制
生息数・被害状況の把握	○モニタリング ①営巣地等での生息数の調査を実施 各営巣地（春～冬の4シーズン） ②飛来数の調査を実施 →対策の効果検証に役立てる 3河川流域（千代川、天神川、日野川）	毎年、継続的に実施 ①県が実施 ②県及び漁協が実施
個体群管理	○捕獲等によるカワウの個体数の抑制 ①河川における空気銃等による捕獲 ②営巣地における効果的な管理方法の試行	①市町村又は漁協が実施 ②専門家の助言を聞きながら県が実施
	○新規営巣地の抑制 定期的な見回りと、新規営巣地の発見時は早期に除去 ※隣県の最大の営巣地である中海では、環境省、島根県、	県及び漁協が実施 関係市町村及び地元関係者等と協議するなど対策を強化
被害防除対策	○漁場からのカワウの追払い等 ・漁場の見回り、花火や銃器等を用いた追払い ・テグス張り、案山子設置等の着水防除による追払い	漁協等が実施 ※県又は市町村がその取組を支援
魚類等の生息しやすい河川環境の整備	○河川環境の整備等 ①魚の隠れ場所、産卵場等の整備 ②魚類等の遡上阻害箇所（堰堤、魚道等）の改善 ・関係者との合意形成 ・改善方法を協議して整備等を実施	①漁協が実施 ②県、漁協、河川管理者、専門家及び地域住民等の関係者で協議して整備等を実施

3. 意見募集方法

- (1) 募集期間 2月下旬～3月（2週間程度を予定）
 (2) 応募方法 様式は自由。郵送、ファクシミリ、電子メールにより、県庁県民課、東部生活環境事務所、総合事務所等へ送付。

4. 指針の策定

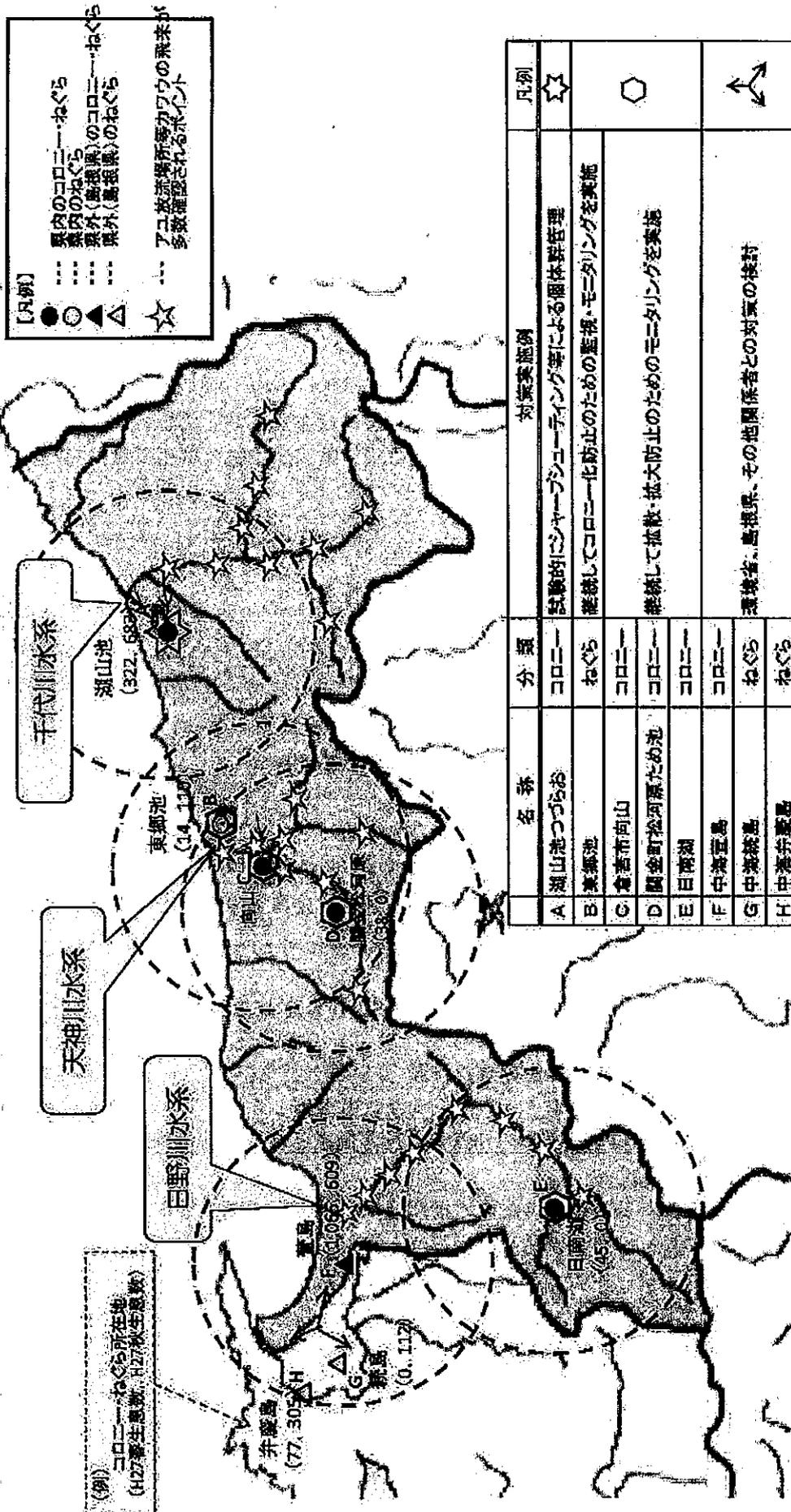
パブリックコメントの意見を踏まえて必要な修正を行い、3月末日までに策定する。

5. 指針策定の経緯

カワウによる水産被害を軽減するために内水面漁業協同組合、保護や捕獲等の有識者、市町村や国等行政などの関係機関が集まり、必要な対策指針を策定することへの合意形成を図るため、関係者による対策会議等を実施する。

- ・平成21年7月「鳥取県鳥獣被害対策連絡会議カワウ対策部会」の設置
- ・平成28年7月、平成29年1月「鳥取県カワウ繁殖抑制対策検討会」の開催
- ・平成28年9月～平成29年1月「カワウ被害対策プロジェクトチーム会議」の開催（3回実施）

水系別被害対策実施ビジョン（全県域版）



点線内により、各コロナ一からのカワウの飛行範囲(半径15km)を示したが、カワウの飛行能力を考慮すると、各河川の全域に飛来することか可能であり、場合によっては県外の河川へ飛来する恐れがある。

また、日野川水系は、全河川の全域において実施することが困難である。

「平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」に係るパブリックコメントの実施について

平成29年2月24日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条の規定に基づき、「平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画」を策定するにあたり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施中である。

[鳥取県食品衛生監視指導計画について]

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成29年2月10日（金）から3月3日（金）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱等

2 計画（案）の概要

(1) 行政（食品衛生監視員）による監視指導等の実施

- ア 流通食品の収去検査（食品の抜き取り検査）の実施等
- イ 食品事業者等への計画的な監視指導の実施
- ウ 食中毒予防対策
 - ・主に事業者に対する指導
ノロウイルス、カンピロバクター食中毒の予防啓発等
寄生虫（アニサキス・クドア）による食中毒の予防啓発等
 - ・県民に対する啓発
自然毒（毒キノコ・フグ毒）による食中毒の予防

エ [新規]食中毒細菌迅速検査法の導入

- ・衛生環境研究所で開発された食中毒菌の迅速検査法を食中毒事件の原因究明調査に導入

(2) 食品等事業者の自主衛生管理の推進

- ア 条例に基づく鳥取県HACCP適合施設の認定
- イ 専門家派遣等によるHACCP取組推進のための支援
- ウ 食品衛生管理を担う者の養成及び資質向上

(3) 消費者に対する情報提供や食品衛生の普及啓発

- ア [強化]消費者に対するリスクコミュニケーションの実施
 - ・消費者へ食品衛生に関する正しい知識を普及啓発するため、専門家を講師として講演会又は施設見学等を実施
- イ 消費者への食品による被害防止のための情報提供（夏季やノロウイルス流行期など）
- ウ 消費者へのHACCPの普及啓発

3 今後のスケジュール

平成29年3月3日まで	パブリックコメント実施
3月中旬	「鳥取県食の安全推進会議」において最終案の検討
下旬	常任委員会において結果報告
末頃	策定・公表

平成29年度 鳥取県食品衛生監視指導計画(案)について ご意見をお寄せください。

鳥取県では、食品衛生法第24条に基づき、「平成29年度食品衛生監視指導計画」を策定します。
この計画は、県内に流通する食品等の検査や食品取扱施設の監視指導の実施、食品取扱事業者の自主衛生管理の推進及び消費者に対する食品衛生の啓発等の方法を定め、これを実施することにより、食品の安全確保を図るためのものです。

鳥取県食品衛生監視指導計画(案)

1 保健所(食品衛生監視員)による監視指導等の実施

- ①流通食品の収去検査(抜取り検査)の実施
- ②食品事業者等への監視指導の実施
- ③重点的に取り組む内容
 - ・食品表示に関する監視指導
食品表示法、景品表示法、米トレーサビリティ法に基づく表示指導を行う。
 - ・食中毒予防対策の強化
カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒(ふぐ・きのこ)、寄生虫(アニサキス等)の予防対策を重点的に行う。
 - ・重点的に監視指導を行う施設
大量調理施設(旅館・ホテル、給食施設等)、野生鳥獣肉処理施設、食品衛生法違反施設等の監視指導を強化する。



2 食品取扱事業者の自主衛生管理の推進

- ①HACCP(ハサップ)の普及・推進
 - ②鳥取県HACCP適合施設(県版HACCP)認定制度の周知・普及
 - ③食品衛生管理を行う者の養成及び資質向上
- ※HACCP・・・国際的に推奨されている食品製造工程における衛生管理手法。



鳥取県 HACCP 適合施設で
製造された食品に表示で
きるマーク

3 消費者に対する食品衛生の普及啓発

- ①食中毒予防の啓発
- ②リスクコミュニケーション(食品衛生に関する情報提供・意見交換)の実施

【計画(案)の閲覧方法】

鳥取県くらしの安心推進課のホームページでダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。

【応募方法】

様式は自由です。(このチラシの裏面もご利用ください。)

郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せいただくか、上記の機関に設置してある意見箱へ投函及び各市町村役場窓口でも提出できます。

【応募・問合せ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

郵送：〒680-8570(郵便番号のみで届きます。)

電話：0857-26-7284 ファクシミリ：0857-26-8171

電子メール：kurashi@pref.tottori.jp

ホームページ：http://www.pref.tottori.lg.jp/225538.htm

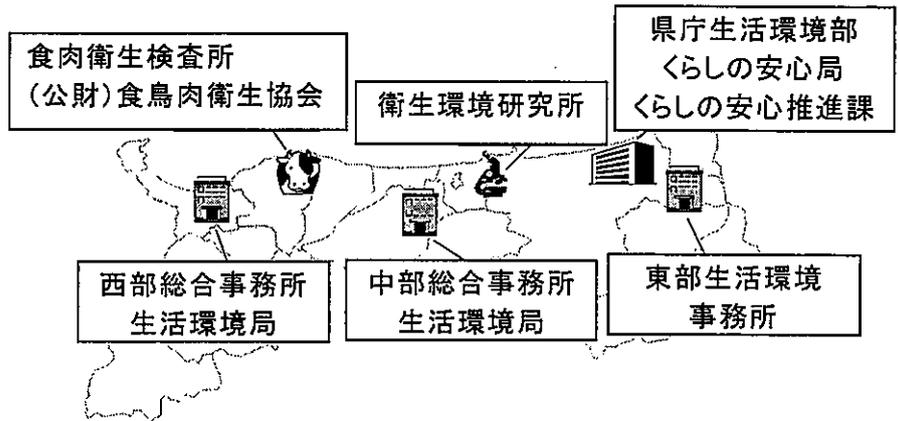
平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

1 監視指導の実施体制等

- 食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、東部生活環境事務所、中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。
- 食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。
- 国及び他自治体と連携し、効果的な監視指導を行います。
- 農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。



2 監視指導の内容

(1) 重点的に監視指導を実施すべき事項

- 食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。(裏面表1)
- 食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

(2) 食中毒予防対策の強化

- 平成27年及び平成28年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況(表2)を考慮し、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス、自然毒及び寄生虫による食中毒の予防対策を重点的に行います。

ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食が関与していることが多いことから、食肉処理業、食肉販売業及び飲食店での衛生的な取扱い等について監視指導・啓発を行います。生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。

ウ 自然毒(毒キノコやフグ毒)食中毒対策

毒キノコによる食中毒は、食用のキノコと間違えて食べたことによるものが多く、また、フグによる食中毒は、免許のない人が素人調理したことにより発生したものが多くなっており、予防啓発を強化します。

エ 寄生虫による食中毒対策

平成27年から28年にかけて寄生虫による食中毒が多発したことから、注意喚起を強化します。

(3) 食中毒細菌迅速検査法の導入

- 衛生環境研究所において開発された食中毒菌の迅速検査法を食中毒事件の原因究明調査に導入します。この検査法を導入することで、結果判明までの時間を大幅に短縮することができ、食中毒の被害拡大防止を速やかに行うことができます。

表2 鳥取県食中毒発生状況(事件数)

	H27	H28
ノロウイルス	6	5
寄生虫(アニサキス)	5	2
寄生虫(クドア)	1	-
ウェルシュ菌	2	-
カンピロバクター	-	3
動物性自然毒	2	1
植物性自然毒	2	1
不明	1	1
合計	19	13

3 食品等の収去検査

- 食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。
- 消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。
- 野菜や果物については、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

4 HACCP(ハサップ)の普及推進

- HACCPによる衛生管理を推進するため、鳥取県 HACCP 適合施設認定制度の普及を行います。
- 専門家派遣、補助金交付等により、施設に応じたきめ細かい指導や相談対応を行い、HACCP に取り組む事業者の支援を行います。

5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。
- 特に消費者へ食の安全に関する正しい知識を普及啓発するため、各分野の専門家等を講師として講演会又は施設見学等を実施します。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ、ツイッター及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

6 人材育成

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

表1 主な重点監視対象施設における監視事項

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
① 食品衛生法違反施設	過去3年(H25～H27)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)	3回/年	①改善事項の遵守の確認
	食中毒原因施設のうち、寄生虫による食中毒の原因施設	1回/年	
② 鳥取県HACCP適合施設	HACCPによる衛生管理が実施されているとして県が認定した施設(鳥取県HACCP適合施設)	1回/年	①HACCPによる衛生管理
③ 大量調理施設	飲食店営業(一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル)、及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	2回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして喫食する食品の速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底等 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策の徹底
④ 生食用食肉等取扱い施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	1回/年	①加工(調理)基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格(細菌検査結果)の確認 ④保存基準の遵守(温度管理) ⑤表示基準の遵守(掲示) ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
⑤ 野生鳥獣肉処理施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①ガイドラインに基づく作業手順の遵守 ②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況 ③原料及び製品の適正な温度での保管 ④施設内の衛生管理状況
	上記のうち季節営業等で稼働率が低い施設	1回/年	

「特殊詐欺被害ゼロ作戦」の実施結果について

平成29年2月24日
消費生活センター

高齢者を中心とした特殊詐欺による被害は本県でも後を絶たず、県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっている。

消費生活センターでは、今年度国の交付金を活用し、被害撲滅に向けた取組を実施してきたので、その概要について報告する。

1 実施概要

特殊詐欺被害を防ぐ地域モデル検証事業

地域ぐるみで特殊詐欺被害防止策に取り組むモデル地区を設定し、地域一丸となって被害防止に取り組んだ。各地域の取組成果は「とっとり消費者大学第8回公開講座」(後述)で報告し、成果の普及啓発に努めた。

【米子市車尾地区の取組】－市街地モデル－

- >車尾郵便局における地域住民による特殊詐欺防止模擬訓練の実施。
- >夏祭などのイベントで団扇やチラシ等を住民に配布し、意識啓発に努めた。
- >年金支給時に期間を定めてのぼりを設置し、住民の防犯意識を高めた。

【伯耆町番原区の取組】－中山間地域モデル－

- >集落の入口に大型看板を設置し、地域ぐるみで活動をPR。
- >小さな集落の特性を活かし、全世帯が参加する特殊詐欺防止川柳大会を開催したり、電話の通話録音機を地区の約8割の世帯に導入するなど、地区の高齢者の見守りを強化した。



模擬訓練の様子

看板除幕式

とっとり消費者大学第8回公開講座での報告会

「とっとり消費者大学公開講座」において、モデル地区の取組について報告を実施すると共に特殊詐欺被害防止落語により県民に広く特殊詐欺被害防止を呼びかけた。

- 1 日時：平成29年2月7日(火) 午前10時～11時30分
- 2 場所：米子コンベンションセンター 小ホール (参加者約250名)

■特殊詐欺を防ぐ地域モデル検証事業報告会

米子市車尾地区社会福祉協議会(市街地モデル) 会長 辻 敏郎 氏
伯耆町番原区(中山間地域モデル) 区長代理 仲田 正則 氏



落語による特殊詐欺被害防止

特殊詐欺被害防止テキストを活用した高齢者の見守り

高齢者等がタクシーで銀行等に移動する際の車内で、ドライバーが乗客に「詐欺」の可能性を助言するための特殊詐欺被害防止テキストを作成し、鳥取県ハイヤー・タクシー協会に協力を依頼した。

配布先	県内ハイヤー・タクシー協会加入の26社(729台)
配布部数	900部

- テキストは、追加作成を含め6,000部作成し、市町村、消費者団体の外に消費生活センター主催の研修会等で配布した。



オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺などの手口や被害防止のアドバイスをわかりやすく解説。

2 成果及び今後の対応

- 市街地モデルではイベントでの啓発物の配布や、のぼりの設置、定期的なチラシの配布などにより、「特殊詐欺被害は他人事ではない。」という意識付けを継続して行い、住民に当事者意識が高まった。また、地域での取組の推進役である、自治会長や民生委員等が自ら企画した「特殊詐欺防止模擬訓練」により、地域見守り力の向上につながった。
- 中山間地域モデルでは、川柳大会、寸劇など全世帯参加により、地域住民の意識の高揚を図った。また、通話録音装置を集落全体の約8割が導入したり、大型看板を設置することで、犯罪の抑止力につながっている。
- 実施した取組を資料にまとめ、県内の各市町村に情報提供し、取組事例の横展開を図るとともに、引き続き、住民・事業者・行政等による重層的な特殊詐欺被害防止の取組を実施することとしている。

【参考】平成28年(被害件数25件、被害額6,944万円)平成27年(被害件数36件、被害額7,150万円)

要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果の公表について

平成29年2月24日
住まいまちづくり課

平成25年11月25日改正施行された耐震改修促進法により、昭和56年5月31日以前に建築された建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模なもの（「要緊急安全確認大規模建築物」 3階以上かつ5,000㎡以上等）については、平成27年12月31日までの耐震診断実施と所管行政庁へのその結果報告が義務付けられるとともに、所管行政庁において当該結果の公表を行うこととされている。

このたび、耐震診断結果の精査が完了し、所管行政庁（県、鳥取市、米子市）が2月3日に公表（参照：別紙2）したので、その概要を報告する。

1. 対象建築物の行政庁別、用途別施設数（参照：別紙1）

行政庁	学校	体育館	診療所・病院	集会場	物販店	ホテル・旅館	幼稚園	博物館	駐車場	庁舎	計
鳥取県						2					2
鳥取市	1	2	1		3	2		1		1	11
米子市		1	2	1	1	1	1		1		8
計	1	3	3	1	4	5	1	1	1	1	21

2. 対象建築物の耐震診断の結果一覧

用途	該当施設数			震度6強以上の大地震に対する安全性（※）			工事中
	計	所有者の区分		I	II	III	
		公共	民間	倒壊・崩壊の危険性が高い	倒壊・崩壊の危険性がある	倒壊・崩壊の危険性が低い	
学校	1	1				1	
体育館	3	3		1	1	1	
病院、診療所	3	3				3	
集会場	1		1				1
物品販売業を営む店舗	4		4	1	1	2	
ホテル、旅館	5		5	3	1	1	
幼稚園	1		1			1	
博物館	1	1			1		
駐車場	1		1		1		
庁舎	1	1		1			
合計	21	9	12	6	5	9	1

・公表時点で耐震改修が終了している施設はⅢの区分に分類される。

※いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

■要緊急安全確認大規模建築物の要件（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る）

- イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物
 - ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物
 - ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
 - ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上
- ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模建築物
 - ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

3. 今後の対応

・公表対象となった施設に係る県補助制度については、国の補助制度の拡充策を活用して、通常よりも補助率を高く設定している。

耐震診断・設計（通常）2/3⇒（拡充）10/10、耐震改修（通常）23%⇒（拡充）2/3 ※㎡単価の上限あり

・対策時期未定の施設も一部にあるが、いずれも耐震改修あるいは建替、除却を予定している。

・国の拡充策は平成30年度末までの耐震改修設計着手が要件であり、該当市町と連携して早期の対策実施を促す。

要緊急安全確認大規模建築物該当施設一覧

別紙 1

平成29年2月3日公表時点

【注意】

- ・県、鳥取市、米子市が公表している内容を簡略化してまとめたもの
- ・震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
- ・施設によっては複数棟あるうちの一部の建物だけが耐震性がないとされている場合もあり、表中の診断結果は評点の一番低いもので記載している。
- ・公表時点で耐震改修がされているものはⅢの区分に分類される。
- ・いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

民間施設

番号	所管行政庁	所在市町村	施設名称	公表時点診断結果	耐震改修等の着手予定等 (公表時点の調査によるもの)
<旅館・ホテル>					
1	鳥取県	湯梨浜町	望湖楼	I	耐震改修(H30.5月予定)
2		三朝町	三朝ロイヤルホテル	I	耐震改修(H30,H31予定)
3	鳥取市	鳥取市	ホテルニューオオタニ鳥取	II	耐震改修(H29.6月予定)
4		鳥取市	アパホテル	III	
5	米子市	米子市	かいけ彩朝楽	I	耐震改修(H30予定)
<その他の民間施設>					
6	鳥取市	鳥取市	鳥取大丸	III	耐震改修済
7		鳥取市	トスク本店	II	H30補強設計着手予定 耐震改修(時期検討中)
8		鳥取市	アムズ鳥取店	I	建替え又は移転(H30予定)
9	米子市	米子市	米子高島屋 北館	III	耐震改修済
10		米子市	グランラッセレ米子	—	耐震改修工事中 ※工事終了後Ⅲの区分に変更
11		米子市	東みずほ幼稚園	III	耐震改修済
12		米子市	米子駅前パーキングビル	II	耐震改修(時期未定)
			計 12施設		

公共施設

番号	所管行政庁	所在市町村	施設名称	公表時点診断結果	耐震改修等の着手予定等 (公表時点の調査によるもの)
13	鳥取市	鳥取市	鳥取県立博物館	II	耐震改修(時期検討中)
14		鳥取市	鳥取県立産業体育館	III	
15		鳥取市	鳥取県立中央病院	III	耐震改修済
16		鳥取市	鳥取市役所本庁舎	I	除却を含めて検討中(時期未定)
17		鳥取市	鳥取市立河原第一小学校校舎1、2	III	耐震改修済
18		鳥取市	鳥取市民体育館	I	耐震改修、建替え、除却のいずれかで検討中(時期検討中)
19	米子市	米子市	国立大学法人鳥取大学第二中央診療棟	III	耐震改修済
20		米子市	山陰労災病院	III	耐震改修済
21		米子市	米子市民体育館	II	耐震改修(時期未定)
			計 9施設		

評価の区分	評価の内容
I	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
II	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
III	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

鳥取県公表資料(ホームページで公表しているもの)

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

【ホテル・旅館】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	望湖楼対水閣	鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい温泉4-25	旅館	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.57$ $C_{TU} \cdot S_0=0.35$	耐震改修	平成30年5月	当初建築鉄筋コンクリート造部分 Z=1.0
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.10$ $q=0.43$	耐震改修	平成30年5月	増築鉄骨造部分(3F~6Fの一部)
2	三朝ロイヤルホテル(本館、宴会場棟、旧ボーリング場棟)	鳥取県東伯郡三朝町大瀬1210	ホテル	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.43$ $C_{TU} \cdot S_0=0.24$	耐震改修	平成31年予定	本館
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.56$ $q=2.03$	耐震改修	平成30年予定	宴会場棟 2階部分
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.68$ $C_{TU} \cdot S_0=0.58$			宴会場棟 1階部分
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s=0.61$ $q=2.19$			旧ボーリング場棟

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_0 < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_0$
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれや倒壊するおそれは少ない。

(※) 特記無い限り、Z=0.9、G=1.0、U=1.0

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成29年2月24日
水・大気環境課

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
水・大気環境課 (中部総合事務所 〔県土整備局〕)	天神川流域下水道事業幹線管渠 更生工事(その5)	倉吉市 見日町	天神川流域下水道事業幹線管渠更 生工事(その5) 井木組・伊藤建設特定建設工事共同 企業体 (株)井木組 代表取締役 井木 敏晴	(当初契約額) 111,564,000円 (変更契約額) 114,590,160円	平成28年9月6日 ～ 平成29年3月15日 (変更なし)	(当初契約年月日) 平成28年9月6日 (変更契約日) 平成29年2月1日	(第1回変更)

